# 随意契約締結状況

（令和5年4月）

| No. | 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額 | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項（備考） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 無停電電源装置メンテナンス作業 | 益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和4年4月12日 | 東芝インフラシステムズ㈱電機サービスセンター中国支店 広島市中区鉄砲町7-18 | 1,430,000 円 | 製造メーカーのメンテナンス会社でないとメンテナンスできないことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 2 | ナースコールサーバー設備更新工事 | 益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和4年4月25日 | 日海通信工業㈱ 島根県松江市古志原三丁目12番32号 | 4,840,000 円 | 当地区に施工できる製造メーカーの特約店が唯一なことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 3 | 照明制御センター装置更新工事 | 益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和4年4月26日 | パナソニックLSエンジニアリング㈱中国・四国支店 広島市中区中町7-1 | 2,827,000 円 | 製造メーカーのメンテナンス会社でないと施工できないことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 4 | 入退室管理システムサーバー更新工事 | 益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和4年4月26日 | パナソニックLSエンジニアリング㈱中国・四国支店 広島市中区中町7-1 | 4,906,000 円 | 製造メーカーのメンテナンス会社でないと施工できないことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 5 | 1Fガレリア・Eブロック待合建具改修工事 | 益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和4年5月11日 | ㈲斎藤ガラス店 島根県益田市あけぼの本町8-2 | 2,293,500 円 | 「予定価格が250万を超えない工事」に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1)） | |
| 6 | 雑用水加圧給水ポンプメンテナンス作業 | 益田赤十字病院事務部施設課 島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和4年5月24日 | ㈲マーク 島根県松江市玉湯町422-1 | 2,365,000 円 | 「予定価格が250万を超えない工事」に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1)） | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 空調圧縮機交換作業 | 益田赤十字病院<br>事務部施設課<br>島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和4年6月3日 | 三菱電機ビルソリューションズ㈱中国支社広島支店<br>広島県広島市中区大手町2丁目11番10号 | 2,288,000 円 | 製造メーカーのメンテナンス会社であり、現在、冷凍・空調設備点検保守契約していることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 8 | 元町職員住宅解体工事 | 益田赤十字病院<br>事務部施設課<br>島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和4年7月15日 | ㈱野村組<br>島根県益田市遠田町2554 | 2,486,000 円 | 「予定価格が250万を超えない工事」に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1)） | |
| 9 | 非常用自家発電機6年毎点検および蓄電池交換作業 | 益田赤十字病院<br>事務部施設課<br>島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和4年10月26日 | 株式会社カワサキマシンシステムズ　兵庫県明石市川崎町1-1 | 22,000,000 円 | 本設備の点検および作業は、当該装置の製造業者よりメンテナンスの業務移管を受けていないとできない。よって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 10 | 保育器保守契約 | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年6月1日 | 乙：アトムメディカル㈱中四国営業所広島オフィス<br>広島県広島市西区井口明神1-1-22<br>丙：小西医療器㈱浜田営業所<br>島根県浜田市下府町327-45 | 1,050,500 円 | 契約の相手方は機器の製造業者及び納入業者であり当該業務が可能な唯一の業者であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 11 | 汎用人工呼吸器 | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年7月5日 | フクダ電子岡山販売㈱益田出張所<br>島根県益田市あけぼの西町13-3 | 3,278,000 円 | 契約の相手方は当地域唯一のメーカー直系の販売店であり直接取引を行う場合競争が働かないことから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 12 | 超音波診断装置（検査部） | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年9月27日 | 小西医療器㈱浜田営業所<br>島根県浜田市下府町327-45 | 12,650,000 円 | 現有機の劣化及びサポート終了に伴い早期更新を要し年度内更新の方針であるが、昨今の世界情勢により納期に長期間かかり当年度予算執行のために入札に付す時間的余裕がなく「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 13 | 超音波診断装置（放射線科） | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年9月27日 | 小西医療器㈱浜田営業所<br>島根県浜田市下府町327-45 | 3,905,000 円 | 現有機の劣化及びサポート終了に伴い早期更新を要し年度内更新の方針であるが、昨今の世界情勢により納期に長期間かかり当年度予算執行のために入札に付す時間的余裕がなく「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 14 | 超音波診断装置（小児科） | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年9月27日 | 小西医療器㈱浜田営業所<br>島根県浜田市下府町327-45 | 4,752,000 円 | 現有機の劣化及びサポート終了に伴い早期更新を要し年度内更新の方針であるが、昨今の世界情勢により納期に長期間かかり当年度予算執行のために入札に付す時間的余裕がなく「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 15 | 電子カルテ周産期機能追加（ソフト） | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年10月5日 | キヤノンメディカルシステムズ㈱<br>神奈川県川崎市幸区柳町70-1 | 2,587,200 円 | 導入業者決定済みの病院情報システムへの機能追加であり競争が働かないことから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 16 | ホルター心電図解析ソフト・ホルター記録器 | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年12月7日 | フクダ電子岡山販売㈱益田出張所<br>島根県益田市あけぼの西町13-3 | 3,740,000 円 | 契約の相手方は当地域唯一のメーカー直系の販売店であり直接取引を行う場合競争が働かないことから「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 17 | 循環器動画ネットワークシステム | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年12月21日 | キヤノンメディカルシステムズ㈱広島支店<br>広島県広島市安佐南区長束1-29-19 | 18,785,800 円 | 当該機器は当院の要求する性能を有すること、メーカーとの直接契約であることから競争の余地がなく、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 18 | 病院情報システム（基幹システム）保守契約 | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年12月13日 | キヤノンメディカルシステムズ㈱広島サービスセンタ<br>広島県広島市安佐南区長束1-29-19 | 6,778,200 円 | 契約の相手方は機器の製造業者及び納入業者であり当該業務が可能な唯一の業者であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | 3ヶ月契約 |
| 19 | 病院情報システム（部門システム）保守契約 | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年12月13日 | キヤノンメディカルシステムズ㈱広島サービスセンタ<br>広島県広島市安佐南区長束1-29-19 | 5,520,900 円 | 契約の相手方は機器の製造業者及び納入業者であり当該業務が可能な唯一の業者であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | 3ヶ月契約 |
| 20 | 研修実習棟前ロータリー改修工事 | 益田赤十字病院<br>事務部施設課<br>島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和4年12月19日 | ㈲三浦グリーンガーデン<br>島根県益田市乙吉町イ325-1 | 2,200,000 円 | 「予定価格が250万を超えない工事」に該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1)） | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 体外衝撃波結石破砕装置保守契約 | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和4年12月26日 | ㈱ピー・エム・エス<br>島根県松江市黒田町344-3 | 13,068,000 円 | 契約の相手方は当該機器の販売業者であるため、納入・設置から現在に至るまでの保守履歴など一連の事柄を熟知しており、当該装置に対する一元的な保守管理が可能な唯一の業者であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | 3年契約 |
| 22 | デジタルマンモグラフィーシステム保守委託契約 | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和5年2月1日 | 小西医療器㈱浜田営業所<br>島根県浜田市下府町327-45 | 2,164,800 円 | 契約の相手方は当該機器の販売業者であるため、納入・設置から現在に至るまでの保守履歴など一連の事柄を熟知しており、当該装置に対する一元的な保守管理が可能な唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 23 | 直流電源装置メンテナンス作業 | 益田赤十字病院<br>事務部施設課<br>島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和5年2月3日 | 広島日本電池販売㈱<br>広島県安佐南区祇園二丁目7番20号 | 1,496,000 円 | メーカーの代理店であり設置業者であることから、当院の電気設備に精通しており、重要設備の整備を任せることのできる唯一の業者である。よって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 24 | 無散瞳眼底カメラ | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和5年2月14日 | 小西医療器㈱浜田営業所<br>島根県浜田市下府町327-45 | 2,959,000 円 | 購入を予定していた当該機器について、デモ使用機器の先着廉価販売案内を受けた。急速に契約をしなければ契約する機会を失うことから、競争に付することが不利と認められる場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | デモ使用機器購入 |
| 25 | 一般X線撮影装置 | 益田赤十字病院<br>用度課<br>島根県益田市乙吉町イ103番地1 | 令和5年3月15日 | キヤノンメディカルシステムズ㈱広島支店<br>広島県広島市安佐南区長束1-29-19 | 3,960,000 円 | 供給不可部品の修理が発生し一次対応により現状復旧したものの、いつ再発し修理不能となるかわからない状況であり早期に整備を要すことから、入札に付す時間的余裕がなく「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |
| 26 | 病棟ナースコール設備更新工事 | 益田赤十字病院<br>事務部施設課<br>島根県益田市乙吉町イ103-1 | 令和5年3月31日 | 日海通信工業㈱ 島根県松江市古志原三丁目12番32号 | 6,270,000 円 | 当地区に施工できる製造メーカーの特約店が唯一なことから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項） | |